○法務省厚生労働省令第九号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第八条第一項、第二十一条第一項、第二十二条、第二十三条第二項（同法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）、第四十二条第二項及び第四十五条の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

法務大臣　上川　陽子

厚生労働大臣　田村　憲久

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省厚生労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号第一面を次のように改める。

別記様式第１号（第４条第１項関係）　（日本産業規格Ａ列４）

第１面　Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ

※　認定番号	

技能実習計画　認定申請書

年　月　日

外国人技能実習機構　理事長　殿

申請者

次の技能実習計画について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第８条第１項の認定を申請します。

（団体監理型技能実習に係るものである場合）

申請に係る技能実習計画の作成につき、申請者を指導したことを証明します。

監理団体

（注意）
※印欄には、記載しないこと。